

経済産業省 令和3年度補正予算  
経済連携協定関連ツール開発実証事業

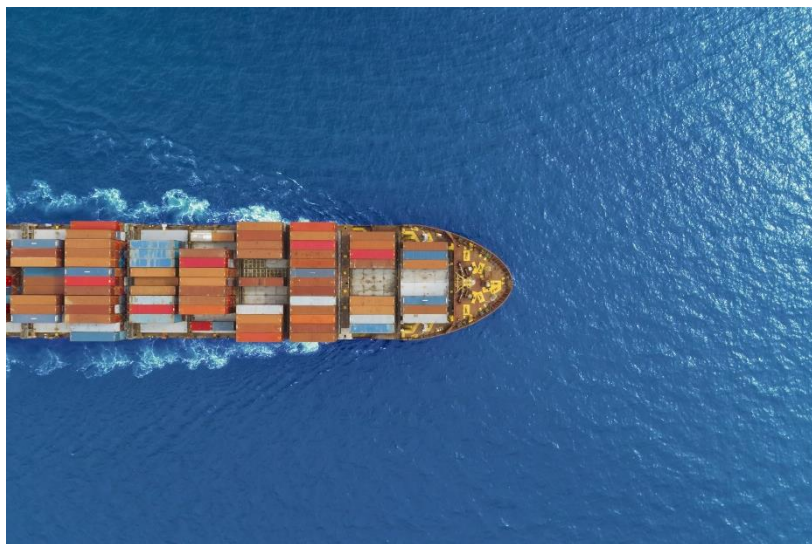
「FTA活用のための原産地証明デジタルツール実証事業」実施報告

# 紙パルプ業界

日本紙類輸出組合 今村 堅志 様



業界単位の  
先進的な取組



## 紙パルプ業界とEPA

紙パルプ業界は、私たちの仕事や日常生活において最も身近な産業の一つです。新聞紙、印刷用紙、段ボール、トイレットペーパー、ティッシュペーパーなど様々な紙製品があり、最近では再生された紙、古紙の再利用への注目が高まっています。

東京共同会計事務所が運営するEPA相談デスクは、日本紙類輸出組合様よりご依頼いただき、EPAに関するセミナーを実施しております。TPP11やRCEPといった協定の発効状況や、古紙から段ボール原紙を作るというサンプルを用いた原産地証明の方法を説明いたしました。今回は、そのセミナー実施にご尽力くださった日本紙類輸出組合の今村様にお話を伺いました。



## 引継ぎやOJTによる知識習得をマニュアル化

紙パルプ業界の方々を対象に実施させていただいたアンケートやヒアリングでは、EPAの原産資格調査に必要な知識習得は前任者からの引継ぎ、OJT、自分で調べたという回答が9割近くありました。

今村様：

今回実証事業において作成された紙パルプ業界向けマニュアルは、概要編、実務者編（輸出者編、生産者編）に分けられており、関税削減によるEPAのメリットや実際の手続き方法が解説されていて、業務に沿った内容となっております。また、品目ごとの関税率を一覧にした表を付属し、メリットが分かりやすいようになっています。そのため、会員企業の知識習得に活用し役立つことから、**会員企業様にはPDFとして配布しておりますが、印刷もして配布する予定です。**他の業種の皆さまにも是非印刷をお勧めいたします。

**紙パルプ業界の例**  
EPAは、海外勢と戦うための必須道具！！

上級印刷用紙を国内メーカーから購入し、海外へ販売するABC商事株式会社では、ベトナム向けに販売する印刷用紙について、EPAを利用して、中国やタイ、インドネシアなどの海外のメーカーが競合相手になるのですが、彼らも同様にEPAを利用して、輸入税が関税の減税を受け、輸入コストを減らすことができるように対応しているため、EPAの利用は、マーケットの土壌に上がるためには必須なのです。

**輸出品**  
 製品：上級印刷用紙    HSコード：4802.55.69  
 輸出先：ベトナム    協定：CPTPP協定  
 FOB価格：450万円/出荷

**関税削減効果**  
 最もとの関税率：20.0%  
 支払うべき関税：90万円  
 CPTPPを利用：0%  
 支払うべき関税：0円  
 日本から輸出時  
 日本EPA協定を利用：1%  
 支払うべき関税：4万5千円

**輸出先から輸出した場合の税率**  
 いずれもEPAを利用して0%の税率が適用\*  
 中国  
 タイ  
 インドネシア

※Rules of origin (facilitator)にて確認済み。 (2022.11.14)

生産者 → 輸出 → 輸入 → EPA活用  
 販売店維持/UP → 価格競争力UP  
 日本の製品もEPAが使えるなら、日本から買おう！

**PHASE 2**  
原産資格調査の依頼

STEP 生産者へ依頼を送信しよう！

**用語解説**

CTCルールとは  
 日本産では関税分類変更基準（以下、CTC）と、その産品の材料のHSコードを比較して、番号が異なり、海關的な製造・加工が行われたとして、構成原料の関税先や原産国に問わず、原産品と認められるルールです。CTCルールの変更のしやすさは3種類あります。

CC	他の項（上2桁）の材料からの変更	産品と材料のHSコード上2桁の内、一桁でも番号が異なる
CTH	他の項（上4桁）の材料からの変更	産品と材料のHSコード上4桁の内、一桁でも番号が異なる
CTSH	他の項（上6桁）の材料からの変更	産品と材料のHSコード上6桁の内、一桁でも番号が異なる

CC: Change of Chapter  
 CTH: Change of Tariff Heading  
 CTSH: Change of Tariff Sub-Heading

\* 産品を構成する全ての材料がCTCルールを満たしている必要があります。ただし、下記ルールを利用できる場合は、部分的に満たすことが認められています。

**例：CTH（項上4桁変更）の場合**  
 対象品（印刷用上級ロール紙）と、その全ての材料（木材チップ、薬品等）のHSコードを比較します。材料から対象品のHSコード、協定基準値の必要な桁数の変更が認められるため、対象品は原産品であると認められます。

項（上4桁まで）変更あり HS: 4401.21 木材チップ  
 項（上4桁まで）変更あり HS: XXXX.XX 薬品XX  
 製造 → 上級印刷用紙  
 HS: 4802.55  
 原産品

日本で十分な加工をしたと認めらる

紙パルプ業界向けEPA原産資格調査に関する運用マニュアル  
 FTA Port「業界別EPA運用マニュアル」 <https://jaftas.jp/industry/>  
 日本紙類輸出組合のホームページでも紹介されています  
[http://www.jpeta.or.jp/?page\\_id=367](http://www.jpeta.or.jp/?page_id=367)

## 普段使用している言葉でHSコードをふわっと検索

アンケートやヒアリングでは、HSコードの分類が難しいという声もありました。その理由の一つに、普段使用している品名とHSコード分類上の品名が異なり、検索ができないという状況があります。



今村様：

組合統計分類品目に該当するHSコードは整理していましたが、紙パルプ業界での品名とHSコードの品名が結びついていませんでした。具体的には、業界用語の「アート紙・上質コート紙」などが、HSコード分類上の「カオリンその他の無機物質を塗布した紙・板紙」であったり、紙パルプの原料の古紙については原料の規定が明確ではない部分があり分類が難しい点があります。これを解消するため、組合員と業界団体が協議した上で作成した業界用語とHSコードの品名の紐づけをし、HS LABでの検索ツールにしました。

## EPA活用分野の広がり期待

今村様：

紙パルプ業界の今後の展望につきましては、近年段ボール原紙や紙おむつなどの衛生用品の輸出が増加しており、EPA活用の分野が広がると考えられます。

また、例えば、ベトナムの塗工印刷用紙輸入シェアにおける各国のシェアの動向について、EPA税率とMFN税率の相関を見ることによってEPAの利用状況の把握に繋がればと考えております。

## まとめ

今村様には、EPAの知識や情報の習得ツールとして業界マニュアルやHS LABのコンテンツについてお話いただきました。

また、実証事業期間中のヒアリングでは、紙パルプ業界ではEPAは国際競争において検討の土台に乗るために活用必須というお話も伺いました。アンケートに回答いただいた全ての輸出企業がEPAを活用しているという結果も出ており、EPA活用度の高さが分かります。輸出者兼生産者であれば社内で原産資格調査を実施できるものの、輸出者が商社である場合には、生産者との連携が重要なポイントとなります。生産者から正しい回答を得るため、また、生産者が適切な管理を行い、サプライチェーン全体でコンプライアンス確保に取り組むためにはEPAに対する正しい理解と協力体制が必要となります。

業界マニュアルと共に掲載している標準フォーム2「依頼・回答シート」は、生産者が原産資格調査を行うために必要な情報や原産資格調査で使用した書類の保管期間、検認時の協力依頼など輸出者から生産者へ伝えるべき事項を記載しています。EPA活用を推進する一方で、この機会に原産資格調査においてコンプライアンスを意識した生産者との連携を実施できているかどうか、標準フォームを参照しながら、今一度確認してみてください。

標準フォームについて知りたい方は、こちらをご覧ください。

EPA/FTA活用のための「標準フォーム」

[https://jaftas.jp/epamannual\\_form/](https://jaftas.jp/epamannual_form/)

